

## 令和8年度スキルアップコース募集案内

1. 研修目的

和歌山県の林業事業体等において中核となる林業技術者の育成

2. 研修期間

令和8年4月～令和9年2月（予定）

3. 実施場所

和歌山県農林大学校林業研修部（西牟婁郡上富田町生馬 1504-1）及び近隣の実習地

4. 募集期間

令和8年3月19日（木）まで

5. 募集定員

伐木刈払い研修

架線集材基本研修

作業道作設研修

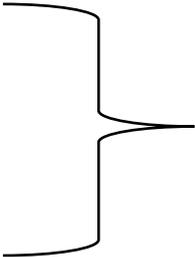
クレーン作業研修

荷役運搬はい作業研修

高性能林業機械研修

林業架線技術者育成研修：7名

高度伐木技術者育成研修：8名



申請状況にて調整

6. 提出書類

スキルアップコース受講申請書

スキルアップコース受講者別申込書

役員等に関する名簿

7. 書類提出先

各振興局農林水産振興部林務課

## 8. 対象者

- ① 以下の条件に該当する事業体の事業主もしくは事業主に雇用されている林業労働者

林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する者（素材生産業を営む者については、和歌山県木材業者等の登録に関する条例第3条に規定する登録を受けた者とする。）であって和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事務所を有するもの及び林業を経営する個人であって県内に住所を有するものをいう。

- ② 事業主にあつては、次のとおり

（1）研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者

- ③ 雇用されている林業労働者にあつては、次のとおり

（1）雇用契約において期間の定めがない者であつて、本事業の研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者

（2）4か月以上の雇用期間が定められている者（季節労働者を除く）のうち、本事業の研修終了までの就業を予定し、かつ、研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者

- ④ 下記研修については、上記要件に次の要件を加える。

（1）林業架線技術者育成研修

・架線集材作業経験年数が3年以上ある者

（2）高度伐木技術者育成研修

・労働安全衛生規則36条8に定められている伐木業務特別教育を修了している者

## 9. 経費

受講料は無料